3 資産管理事務

公有財産台帳の登載誤り

| 対象受検機関 | | | | 検出事項 | | | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
|--------|-----|------------------------------|-------------|--------------|---------|-----------------------------|--|-------------------------|
| 茨田高等学校 | 借用則 | 産について、公有財産 | 産台帳に借用 | 登録されていっ | なかった。 | 速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今 未登録の借 | | |
| | 種別 | 所在地 | 借用数量 (㎡) | 借用目的 | 借用料 (円) | 借用期間 | 後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正 な事務処理を行われたい。 | ついては、公有財産台帳 に借用登録を行った。 |
| | 土地 | 大阪市鶴見区安田 2-4-8先 | 0. 36 | 学校案内 標識 | 無償 | 平成25年4月1日から 平成30年3月31日まで | 【公有財産事務の手引】 | 今後は大阪府公有財 産台帳等処理要領に基 |
| | 土地 | 大阪市鶴見区安田 1-5- 49 先 | 1.05 | 運動場の雨 水排水 | 無償 | 平成18年4月1日から 平成28年3月31日まで | 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 | づき適正な事務処理を 行う。 |
| | 土地 | 東大阪市西鴻池町 4 | 0. 42 | 学校案内 看板 | 無償 | 平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで | 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産(土地、建物など)を許可又は契約(賃 | |
| | | | | | | | 貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用(物件)台帳を整備しておくこと。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 | |

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年2月7日)

| 値を高め、又はその耐久性を されているが、衛生設備工事 | 事については、本来、資産に計 | として計上すると | 容を修正するとともに、今後は適正な事務 処理を行われたい。 | |
|--------------------------------|--|--|--|--|
| 台帳登録 | | | | |
| | 誤 財産名称 | | | |
| 687, 960円 214, | 120円 校舎 | | 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、 又はその耐久性を増すことに要した支 出は資産として計上する。なお、この 場合における付随的支出についても前 | |
| 値を高め、又はその耐久性を | を増すことに要した支出は資産 | として計上すると | | |
| 工事名称 | 本来計上すべき額(契約金額 |) 財産名称 | | |
| 新進路指導室 情報コンセント追加工事 | 112,320円(同左) | | | |
| 新進路指導室 内線電話移設工事 | 138, 240円(同左) | 校舎 | | |
| 新進路指導室内装工事 | 208, 524円(922, 752円) | | | |
| 2 | されているが、衛生設備工事 置等の工事費を除外して公司 台帳登録 正 687,960円 214, | されているが、衛生設備工事については、本来、資産に計置等の工事費を除外して公有財産台帳に登録されていた。 | 台帳登録 財産名称 687,960円 214,120円 校舎 た 大阪府公有財産台帳等処理要領別表 4 によれば、取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上するとされているが、以下の工事については、公有財産台帳に登録されていなかった。 工事名称 本来計上すべき額(契約金額) 財産名称新進路指導室情報コンセント追加工事新進路指導室内線電話移設工事 112,320円(同左) 校舎 | されているが、衛生設備工事については、本来、資産に計上すべき流し台設置等の工事費を除外して公有財産台帳に登録されていた。 |

| 対象受検機関 | | | 検出事項 | | 是正を求める事項 措置の内容 | | |
|-----------|---|---|---|--|----------------------------------|--|---------------------------------|
| 枚方なぎさ高等学校 | 財産台帳等管理 産については、 財産名称 照明装置 2 大阪府公有見 高め、又はそのこ るが、以下のこ | 理システムを用い 公有財産台帳に 登録すべき財産 工作物 対産台帳等処理要の耐久性を増すこ | 領第4条によれば、財産を て取得登録を行うことにな 登録されていなかった。 | 金額 190,080 に、当該 て計上す いなかった | が、以下の財 O円 資産の価値を るとされてい | | |
| | 汚水処理場(機械 | 成室)扉取付工事 | 248, 400円 汚水処理場 | | 汚水処理場 | 要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随 的支出についても前項の規定を準 用する。 | |
| | 国旗掲揚台新設 | 工事 | 345,600円 校舎 | | 校舎 | | |
| | | | | | | | F10日 0 日本 2 正世 00年 1 日 21日 十 本) |

| 対象受検機関 | 検出 | 事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
|---------|---|---|---------------------------|--|
| 阿倍野高等学校 | 大阪府公有財産台帳等処理等後に、当該資産の価値を高め、とに要した支出は資産として計算を対した。 おいまれる はいなから おいまれる (契約金額) 本来計上すべき額 (契約金額) 132,700円 | 又はその耐久性を増する 計上するとされているが、 設備工事については、公存 | 台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。 | 身障者用温水洗浄便座設置工事については、資産として公有財産台帳に登録した。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な処理を行う。 |
| | 1 | | | :98年10日3日から亚成20年1日31日まで) |

| 対象受検機関 | | 検出事項 | | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
|--------|-------------------------------|---|---------------------|---|---|
| 堺西高等学校 | 存施設の撤去解体ないとされている本来、除外すべきれていた。 | 台帳等処理要領別表に要した支出についが、給湯器取替設置立 撤去費を含め公有財 を登録 は 450,900円 | ては資産計上し Ľ事については、 | ともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。 | 給湯器取替設置工事に係る公有財産台帳の金額を平成28年12月21日付で修正した。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき 適正な事務処理を行う。 |

| 対象受検機関 | | | | 検出 | 当事項 | | 是正を求める事項 | 措置の内容 | |
|--------|---------------------------------------|-------------------------------|----|-----|------------|-----------------------------|---|-------------------------|--|
| 高石高等学校 | | 政財産の使, が行われて! | | | いる下記につい | て、公有財産台帳に | 速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は大阪府公有 財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。 | した。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要 | |
| | 種別 許可数量 目的 年間使用料 許可期間 | | | | 年間使用料 | 許可期間 | 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) | 領に基づき、適正な事務処理を行う。 | |
| | 建 物 | 101. 25 m ² | 学校 | 泛食堂 | 185, 970円 | H28. 4 . 1 ∼ H31. 3.31 | 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 | | |
| | 建 物 | 4台 | 自動 | 販売機 | 74, 730円 | H28. 4 . 1 ∼ H31. 3 . 31 | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| 対象受検機関 | | 検出事項 | | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
|--------|--|----------------------|---|---|-------|
| 能勢高等学校 | 大阪府公有財産台帳設の撤去解体に要したれているが、給湯器取すべき撤去費を含め公告帳正 | 支出については資 替設置工事につい | 登産計上しないとさ いては、本来、除外 はされていた。 財産名称 本館 | に、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針) 4. 既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。 | |

| 対象受検機関 | 検出事項 | | | | | | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
|--------|--------|---|---|---|---------------------------|------------------------------|--|--|
| 堺東高等学校 | 可能なものは | は物品とする ついては、本 公有財産台 | るとされてい 本来、備品出 帳に登録され | るが、電子黒板 納簿に記載す〜 | 機能付きビデジションを公有 | 撤去、移動が オプロジェクタ 財産(建物内設 | 府財務規則に基づき適正な事務処理を行われたい。 【公有財産事務の手引】 | |
| | 北館 | 公有。 財産番号 (台数) 1 (1台) 12 (2台) 計(3台) | 財産台帳 正 269,784円 539,568円 809,352円 | 誤 480, 114円 960, 228円 1, 440, 342円 | 備品 正 3台 630,990円 | 出納簿 誤 | 第3章 公有財産の管理事務 第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 1 台帳への登録 (3) 留意点 ② 建物の一部として扱うもの ・建物に設置したアンテナ、国旗掲揚柱 等で、建物に付着し建物自体の効用を 増加させるもの。(撤去、移動が可能 なものは物品とする。) 【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必 要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにし て出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備 え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号) | 今後は、大阪府公有財産規則 及び大阪府公有財産台帳等処 理要領並びに大阪府財務規則 に基づき適正な事務処理を行 う。 |

| 対象受検機関 | | 検出事項 | | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
|--------|--|--|------------|---|--|
| 貝塚高等学校 | 大阪府公有財産台帳会当該資産の価値を高め、出は資産として計上するいでは、本来、資産産産台帳に登録されていた。 | 、又はその耐久性 るとされているが に計上すべき諸経 た。 | 、エアコン取付工事に | 速やかに公有財産台帳の登録内容を修正するとともに、今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針) 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。 | 本件工事に係る支出を資産として公有財産台帳に登録内容を修正した。今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。 |

| 該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は 資産として計上するとされているが、教職員ネットワーク情報コ ンセント増設工事に要した経費については、公有財産台帳に登録 されていなかった。 | 対象受検機関 | 検は | 出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
|--|--------|--|---|---|--|
| 127,440円 南館 99,900円 中館 ことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。 | 鳳高等学校 | 該資産の価値を高め、又はその配資産として計上するとされていンセント増設工事に要した経費されていなかった。 本来計上すべき額(契約金額) 127,440円 | 対久性を増すことに要した支出は るが、教職員ネットワーク情報コ については、公有財産台帳に登録 財産名称 南館 | 帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行われたい。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 【固定資産計上の基本方針】 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合に | 不備事項について、公有財産台帳システムに登録を行った。 今後は、大阪府公有財産台帳等 処理要領に基づき、適正な事務処 理を |

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年2月8日)

| 対象受検機関 | | | 検出事項 | | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
|----------|-----|---|---|--|----------|---|
| 今宮工科高等学校 | に要り | て阪府公有財産台帳 当該資産の価値を した支出は資産とし 更座取付工事につい 更便座及び取付費等 正工費等だけが公有 日45,015円 137,687円 193,354円 | 高め、又はその耐 て計上するとされ ては、本来、資産は を除外して、コン 財産台帳に登録さ | 久性を増すことに ているが、温水洗 こ計上すべき温水 セント配線及び取 | | 公有財産台帳管理システムを用いて登録内容を修正した。 今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行う。 |
| | | | | | | |

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年12月20日)

| 対象受検機関 | į | | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
|------------------|-------------|-------------------|----------------------------|-------|
| 高等支援学校 産の価値 て計上す | 直を高め、又はその耐久 | 動手洗器設置工事に要した経費につい | 府公有財産台帳等処理要領に基づき適正な事務処理を行わ | |

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年1月25日)

| 対象受検機関 | 検出事項 | | | | | | | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
|--------|--|--|---------------------------------|-----------------|-----------|-------------------------------|---|---|-------------|
| 枚方支援学校 | 1 公有財産台帳に登録内容が誤っているものがあった。 | | | | | | | | に登録又は登録内容の修 |
| | されていた。 | | | | | | | ① 建物 建物とは、屋根及び周壁又は、これと 同等のものを有し、土地に定着した建築 物であって、その目的とする用途に供す | |
| | 財産名 | られ 財産番号 | · 正 | 誤 | 正 | | 誤 | る状態にあるものをいう(原則として、 仮設建築物は含まれない。)。 | |
| | メッシフェン | 1 38 | | 260, 972 | • | 0.0 111 | | 周壁(側壁も同様とする。)とは、社 会通念上容易に取り外しのできないもの | |
| | 防球 ネット | 46 | | 441, 028 | 702,00 | 00円 | | であり、当該建築物の軒の高さの1/2 以上を占めるものをいう。 | |
| | 3 行政財産の使用許可を行っている下記について、公有財産台帳に登録が行われていなかった。 | | | | | | 登録が行われ | ② 工作物 工作物とは、土地の定着物(立木を除 く。)のうち、建物以外のもので継続して 独立の効用を果たすものをいう。土地の | |
| | 種別 | 許可数量 | 許可目 | 的 | 年間使用料 | 許 | 定着物とは、土地に固定的 許可期間 易に移動しえないものであ ら八難すれば、光熱財産り | | |
| | 建物 | 1, 429. 15 m | 太陽光発電事 | 業 | 147, 630円 | H27. 7 3.31 | . 25~H32. | ら分離すれば、当該財産としての効用を 果たさないものをいう。 (3) 留意点 | |
| | 建物 | 460. 36 m | 太陽光発電パネル設 置工事に伴う工事用 資材置き場 | | 28, 900円 | 28,900円 H27.7.25~H27. 8.31 | | ④ 工作物として扱わないもの土地の舗装、土留、芝生等独立の効用を果たすことのないもの。ベンチ、くず | |
| | 建物 | 建物 2.72㎡ 太陽光発電事業 220円 H27.7.25~H28. 3.31 | | 入れ等で容易に移動しうるもの。 | | | | | |

| | 種別 | 許可数量 | 許可目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
|--|----|----------------------------------|---|-----------|----------------------------|
| | 建物 | 1, 431. 87 m ² | 太陽光発電事業 | 215, 020円 | H27. 7.25∼H32. 3.31 |
| | 土地 | 電柱11本 支線2本 支柱2本 | 電力供給の為の配電線支持物の継続設置 | 29, 500円 | H28. 4. 1 ∼H29. 3.31 |
| | 土地 | 電柱1本 | 認定電気通信事業の 用に供する目的で、電 気通信ケーブルの架 空二次占用 | 1, 500円 | H28. 4 . 1 ∼H29. 3 . 31 |
| | 土地 | 電柱11本 | 電気通信事業法によ る認定電気通信事業 設備維持のため | 16, 500円 | H28. 4. 1 ∼H29. 3.31 |

【大阪府財務規則】

(物品の出納の通知及び帳簿の記載)

- 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。
- 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない
- 一 備品出納簿 (様式第39号)

【大阪府公有財産台帳等処理要領】

(使用許可又は貸付状況)

第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年1月30日)

| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
|----------------------|---|--|--|
| 城東警察署 警察本部 総務部 | 「公有財産事務の手引き」第3章第2節第2の1 の(3)の②によれば、撤去、移動が可能なものは物 品とするとされている。 遺体保冷庫については、本来、備品出納簿に記載 | | 本件と同様の案件については、調査の結果、城東警察署以外に4署あったが、平成30年4月6日に公有財産台帳等管理 |
| 施設課 | すべきものであるが、建物と一括の工事で取得したことから公有財産(衛生設備)として、公有財産に登録されていた。 | 【公有財産事務の手引】(抜粋) 第3章 公有財産の管理事務 第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 公有財産台帳への登載については、公有財産台帳等管理システムへの入力をもって行う。 1 台帳への登録 (3)留意点 ② 建物の一部として扱うもの ・建物に設置したアンテナ、国旗掲揚柱等で、建物に付着し建物自体の効用を増加させるもの。(撤去、移動が可能なものは物品とする。) 【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 備品出納簿 (様式第39号) | システムの修正及び備品出納簿への登載がすべて完了した。今後は、適正に事務処理を行うこととする。 |

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年1月25日)